

宮崎県立宮崎西高等学校朝陽会福岡支部会則

第1章 名称および事務所

(名称および事務所)

第1条 本会は、宮崎県立宮崎西高等学校同窓会朝陽会会則第34条に定める宮崎県立宮崎西高等学校同窓会「朝陽会」(事務局：宮崎西高等学校)の福岡支部であり、宮崎県立宮崎西高等学校同窓会朝陽会福岡支部と称する。事務所を「福岡県福岡市博多区美野島1-22-19 JGM ヴェルデ美野島404」に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第2条 本会は、宮崎県立宮崎西高等学校同窓会朝陽会の福岡支部として、会員相互の親睦と連絡を図り、宮崎県立宮崎西高等学校同窓会朝陽会および母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を遂行するため次の事業を行う。

1. 懇親会並びに新入会員の入会式
2. 福岡地区ならびに周辺県の宮崎県立宮崎西高等学校同窓会会員動向・消息の把握
3. 宮崎県立宮崎西高等学校同窓会朝陽会本部ならびに各支部との連携と交流
4. 母校の後援
5. その他必要と認められる事業

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人や法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。また、特定の政党又は政治団体や宗教団体のために利用しない。

第3章 会 員

(組織)

第5条 本会は、宮崎県立宮崎西高等学校同窓会朝陽会の福岡支部であり、福岡県およびその周辺5県(熊本県、大分県、佐賀県、長崎県、山口県、以下これを「福岡地区」と称す)に在住する宮崎県立宮崎西高等学校同窓会会員を中心に、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(会員構成と入会)

第6条 本会は次の会員を持って組織する。

1. 正会員 福岡地区に在住する宮崎県立宮崎西高等学校同窓会の正会員。および、福岡地区外に在住する宮崎県立宮崎西高等学校同窓会の正会員で、本会の目的に賛同し、本会に入会を希望する者で、理事会の承認を経た者。
2. 特別会員 福岡地区に在住する宮崎県立宮崎西高等学校同窓会の特別会員。および、福岡地区外に在住する宮崎県立宮崎西高等学校同窓会の特別会員で、本会

の目的に賛同し、本会に入会を希望する者で、理事会の承認を経た者。

(権利と義務)

第7条 正会員は会則に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に有する。また、本会則を遵守する義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、支部長に通知することにより、本会を退会することが出来る。理事会がその通知を受理したときに退会が認められ、会員資格は消滅し、会員の特典などについての一切の主張は出来ない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の何れかに該当するときは、役員会においてのちに定める理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- 1 本会の目的遂行に反する行為のあるとき
- 2 本会の名誉を毀損し、秩序を乱す行為のあるとき
- 3 正当な理由なくして、第7条の義務を履行しないとき
- 4 本会に対してなした犯罪により刑罰を科せられたとき
- 5 第4条に反する行為が認められたとき
- 6 その他上記に準ずる問題行為があると認められるとき

(転出)

第10条 福岡地区に在住する会員で、福岡地区外への転出が判明したときは、理事外の承認を経て退会とする。但し、会員本人の希望があれば、理事会の承認を経て、引き続き、会員の資格を維持することが出来る。

(会員負担金)

第11条 会員は、事業に伴う負担金を支払う義務を負う。

第4章 役員および顧問

(役員の種類と任務)

第12条 本会は次の役員を置き、次の任務を司る。

- | | |
|------|-----------------------------|
| 支部長 | 会を代表し、会務を統括する。 |
| 副支部長 | 支部長を補佐し、支部長に事故のある時は会務を代行する。 |
| 理事 | 会の運営を司り、重要事項の審議に任ずる。 |
| 監事 | 会の事業および会計の監査にあたる。 |
| 顧問 | 支部役員の相談役及びサポート業務に当たる。 |

支部長および副支部長は理事とする。

理事および監事は相互に兼ねることができない。

(役員を選出)

第13条 本会の役員は次の手続きを以って選出する。

1. 支部長 1名 正会員の中より総会によって選出する。
2. 副支部長 2名以内 正会員の中より総会によって選出する。
3. 理事 2名以上5名以内 正会員の中より総会によって選任する。
4. 監事 2名 正会員の中より総会によって選出する。

(任期)

第 14 条 役員の任期は 2 年とするが、再任を妨げない。

第 5 章 同窓会学年代表者

(同窓会学年責任者)

第 15 条 各卒業年の同窓会代表者で、各卒業年の正会員の中より 1 名ずつ、理事会によって選出し、総会の承認を得るものとする。学年代表者は同学年会員の連絡窓口の役割を果たすものとする。同窓会学年代表者と役員を兼ねることが出来ないが、やむをえない場合、これを認める。

第 6 章 実行委員

(実行委員)

第 16 条 各事業を円滑に実行するため、実行委員を置くことが出来る。理事会の承認を経て、支部長が会員の中より選出、もしくは、会員外に委嘱する。各事業が終了次第、実行委員はその任を解かれる。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 17 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。事務局の職制並びに職員の執務に関して必要な事項は、支部長がこれを定める。

第 8 章 会議

(種別)

第 18 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会

総会は年 1 回開くことを原則とし、支部長がこれを召集する。会計（収支）の承認、役員の選出、承認および会則の変更等、重要事項を決議する。

2. 理事会

支部長・副支部長・理事・監事をもって組織し、会の運営に関する事項並びに緊急重要事項を決議する。監事は理事会に出席して意見を述べることはできるが、表決に加わることはできない。

3. 同窓会学年代表者会

各卒業年度の同窓会責任者を以って組織し、重要事項を決議するとともに、緊急の場合は理事会にかわる役割を担う。

4. 実行委員会

支部長・実行委員をもって組織し、各事業を円滑に実行できるように協議する。

(会議の決議)

第 19 条 総会・理事会・同窓会学年責任者会の議決は、出席者の過半数を以って決議する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 8 章 会 計

(経費)

第 20 条 本会の経費は、同窓会本部からの補助・寄附金・事業収入・その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より始まり翌年 3 月末日に終わる。

(決算と決議)

第 22 条 会計担当役員は収支事務後、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会の決議を経なければならない。

第 1 0 章 雑 則

(会則の変更)

第 23 条 本会の会則は、総会の議決がなければ変更することができない。

初 版：平成 27 年 7 月 11 日施行

第二版：平成 29 年 6 月 24 日第 3 回総会で、第 12 条に顧問職を追記。